

お 知 ら せ

平成 21 年 1 1 月 2 4 日
東 北 電 力 (株)

深夜電力契約のお客さまにおける二重計量事例について

当社はこのたび、山形県内のお客さま 1 件において、深夜電力契約の使用電力量を電灯(家庭用の照明・空調・コンセント) に加算して二重計量し、電気料金を過大にお支払いいただいている事例を確認いたしました。

当社は平成 19 年 5 月より、深夜電力契約など、誤配線による二重計量の可能性が否定できないお客さま全数(約 9 万 3 千件) の調査を実施し、その結果を平成 20 年 4 月に経済産業省東北経済産業局に報告いたしました(二重計量事例: 深夜電力 39 件、融雪用電力 1 件。平成 20 年 4 月 3 日お知らせ済み)。

今回山形県で判明した事例は当時の調査対象でありましたが、誤配線の見逃しにより二重計量として確認しておりませんでした。また、その後に実施した計器取替の際の点検においても二重計量であることに気付くことができず、このたび当社が二重計量事例の再発防止対策として継続的に実施している現地調査により発見に至ったものです。

このため、当社は、今回誤配線が確認された当該営業所のお客さま(誤配線による二重計量の可能性が否定できないお客さま) 約 780 件について、配線の再調査を実施し、他に二重計量の事例がないことを確認しました。

当該お客さまには、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、過大にお支払いいただいた電気料金について払い戻しさせていただいております。また、改修工事により配線の適正化も行っております。

当社では、二重計量に対する再発防止対策として、電気工事会社および竣工検査者に対する教育・指導や新增設時の竣工検査におけるチェック機能の強化などの対策を講じておりますが、今後ともこれらの対策を徹底し、配線工事等の適正な施工・管理に努めてまいります。

なお、本件については、本日、経済産業省東北経済産業局に報告しております。

お客さまからのお問い合わせは、東北電力コールセンター

[0 1 2 0 - 1 7 5 - 4 6 6 (フリーダイヤル)] で受付いたします。

以 上

[添付資料]

- 1 . 山形県内のお客さまにおける二重計量事例について
- 2 . 二重計量に係わる再発防止対策・対応について